

計 画 期 間

令和3年度～令和12年度

陸別町酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和3年12月

陸別町

目 次

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

第1	陸別町における酪農及び肉用牛生産をめぐる情勢の変化と基本的な方向	1
第2	経営体質の強化に向けた対応方向	2
1	酪農経営	2
2	肉用牛経営	3
3	地域連携の強化	3
4	酪農経営及び肉用牛経営の持続的発展	4
第3	生産体制の強化に向けた対応方向	5
1	生乳の安定的な生産	5
2	災害に強い酪農・畜産の確立	6
第4	需要の創出に向けた対応方向	6
1	食の安全と消費者の信頼確保	6
2	ブランド力の向上	7

II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標

1	生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標	8
2	肉用牛の飼養頭数の目標	8

III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1	基本的な考え方	8
2	経営指標の設定	9
3	指標の項目	9
4	酪農経営方式	10
5	肉用牛経営方式	11

IV 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1	乳牛（乳肉複合経営を含む）	12
2	肉用牛	12

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1	飼料の自給率の向上	14
2	具体的措置	14
3	飼料需要見込量	14
4	飼料供給計画	14

VI	生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置	
1	集送乳の合理化	15
2	肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置	15
VII	その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項	
1	担い手の育成と労働負担の軽減のための措置	16

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

第1 陸別町における酪農及び肉用牛生産をめぐる情勢の変化と基本的な方向

日本有数の寒冷地である陸別町の農業は、昭和39年の大冷害を契機にそれまでの畑作経営から基幹作目を酪農に切り替えるとともに、肉用牛の生産を経営に取り入れながら、国や道の各種事業を活用し、寒冷地農業の確立を目指してきました。本町の農用地は山間の狭長な場所に開かれており、これを最大限に活用出来る農業は、酪農・肉用牛生産が最適であり、農業資材や機械、建設、運輸業など幅広い関連産業とともに、雇用の場の提供などを含めた地域経済における基幹産業として重要な役割を果たしてきました。

本町では、第7次陸別町酪農・肉用牛生産近代化計画（平成28年8月策定）において「高収益で魅力ある酪農・畜産の実現」と「日本の食と地域を支える酪農・畜産の持続的な発展」を目標に掲げ、生産者や関係機関・団体が一体となり、生産基盤の強化及び収益力の向上に取り組んできました。

その結果、令和2年度（2020年度）の生乳生産量は現行計画策定時から1600トン増と順調に推移しており、肉用牛の飼養頭数も28パーセントの減少計画に対し、2パーセントの減少にとどめています。また、これらを支える重要な基盤である飼料作付面積も4,200haが確保されており、本町の酪農・肉用牛の更なる生産拡大が見込まれております。

一方で、畜産物の生産量は増加傾向にあるものの、国内の需給に目を向けてみると、国内全体の生産量は減少傾向で推移しており、需要に対する不足分については、外国からの輸入で対応している状況にあります。

また、生産現場においては、経営者の高齢化や後継者不在等による農家戸数の減少、家族経営や規模拡大を支える営農支援組織の労働力不足、進展する国際化への対応や海外悪性伝染病に対する防疫体制の強化などが喫緊の課題となっているほか、北海道胆振東部地震や台風をはじめとした自然災害、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の長期化など、不測の事態が生じた場合においても、酪農・畜産経営の継続が可能となるよう、生産者個々の経営体質の強化が求められています。

こうしたことから、本町の基幹産業としての役割をより強く発揮し、消費者や事業者からの安全・安心で品質の高い畜産物の安定供給への期待に応える必要があります。

このため、前回の計画において目標として掲げ、取り組んできた「生産基盤の強化」と「収益力の向上」を基本としつつ、本町の酪農・肉用牛経営が外的要因にも影響されにくい「経営体質の強化」を図るとともに、関係業界が連携し「生産体制の強化」や「需要の創出」を進めることで、足腰が強く、将来にわたり地域経済・社会の活性化にも貢献できる強固な産業となることを目指し、「第8次陸別町酪農・肉用牛生産近代化計画」を策定します。

第2 経営体質の強化に向けた対応方向

1 酪農経営

(1) 生産基盤の強化

ア 家族経営体の経営力の強化と協業法人の推進

本町における畜産経営体の大宗を占め、地域経済・社会の活性化にも大きな役割を果たす家族経営の維持・発展に向けて、労働負担の軽減を図る省力化機械の導入や地域の実情に即した地域営農支援システムの整備をはじめ、既存の経営資源の円滑な継承・活用などへの支援を推進します。

また、地域経済の維持・発展に重要な生乳生産量の維持・拡大に向けて、規模拡大による生産性の向上や雇用の創出が期待される協業法人の設立を支援します。

イ 畜産クラスター事業等の効果的な活用

地域の酪農生産基盤の強化と収益性の向上を図るためには、地域の現状や課題の分析を行う必要があり、生産者をはじめ町や生産者団体等の関係者が連携し、畜産クラスター事業等を活用した取組を推進します。

ウ 施設整備のコスト低減

畜舎を建築基準法の適用から除外する特別法の国における検討状況などを踏まえ、地域の実情に即し低コストな施設整備等を推進するとともに、町内外における優良な取組事例を普及します。

(2) 収益力の向上

ア ベストパフォーマンスの実現

牛群検定の参加を促進するとともに、従来の検定情報に加え、webシステムを通じてケトン体やデノボ脂肪酸などの新たなデータの活用を推進します。

また、飼養管理技術を向上させることで、乳牛の供用期間の延長や受胎率の向上、分娩間隔の短縮、子牛事故率の低下、周産期疾病の抑制など、乳牛の能力を最大限発揮（ベストパフォーマンスの実現）させることにより、生涯生産性の向上を推進します。

乳牛のベストパフォーマンスを実現するためには、家畜の快適な環境で飼養し、衛生面や生産工程にも配慮することが重要なことから、アニマルウェルフェアの考え方やGAPの手法を取り入れた飼養管理技術の普及を推進します。

イ スマート農業技術の活用

作業の省力化を図り労働生産性を高めるため、搾乳ロボットやえさ寄せロボットをはじめとするICTやIoT技術を活用した機械・設備の導入とともに、これらを効果的に使いこなすための推進体制の充実を図り、ハードとソフトの両面からスマート農業技術の効果的な活用を推進します。

ウ 経営管理能力の向上

生産者における生産・経営データの数値的情報の管理や分析、第三者的視点を取り入れるための経営コンサルティングの活用やGAP手法の活用など、経営管理能

力の向上を促進します。

エ 性判別精液や和牛精液等の効果的な活用

酪農経営における収入確保のため、高能力牛に対する性判別精液や受精卵移植の活用により優良な乳用後継牛を計画的に確保した上で、市場動向を踏まえ、適正に生産・流通された和牛受精卵や和牛精液の活用を推進します。

2 肉用牛経営

(1) 生産基盤の強化

ア 肉用牛経営と酪農経営の連携

地域の繁殖経営等で飼養されている優良な繁殖雌牛を活用し、家畜人工授精所において適正に生産・流通された和牛受精卵を増産するとともに、繁殖基盤の強化のため酪農経営との連携により、更なる和子牛をはじめとする素畜の増産に向けた取組を推進します。

イ 和牛の生産拡大

和牛の産地としての地位を確立するため、繁殖雌牛群の更なる強化により質の高い子牛を生産するとともに、飼養管理技術の向上・普及を通じて、町内における和牛の生産の拡大を推進します。

(2) 収益力の向上

ア 飼養管理技術の向上

指導体制の充実のほか、素畜の選定や飼料給与プログラム等による飼養管理技術の向上により、繁殖雌牛の初産分娩月齢の早期化や分娩間隔の短縮、繁殖雌牛の供用期間の延長、肥育期間の短縮などを図ることで、効率的な肉用牛の生産を推進します。

イ 肉用牛の改良の加速化

全国和牛能力共進会を見据え、産肉能力や繁殖能力をはじめ、小ざしや消費者ニーズに応えるおいしさに着目した改良を進めるとともに、地方独立行政法人北海道立総合研究機構等と連携して、ゲノム育種価を活用した優良繁殖雌牛群の造成や種雄牛の作出を推進します。

3 地域連携の強化

(1) 労働負担の軽減

ア 営農支援組織の活用

生産者における労働負担や減価償却資産の負担の軽減、規模拡大の実現に向け、営農支援組織の設立を支援します。

また、飼料生産・調製や飼養管理、家畜排せつ物の処理等の作業の一部をコントラクターやTMRセンター、酪農ヘルパーなどの営農支援組織を活用した省力化を推進します。

イ 営農支援組織の機能強化

営農支援組織において少人数でより多くの作業を進めるため、自動操舵機能付きトラクターやドローンによる草地管理、ほ育育成のための哺乳ロボットの活用など、スマート農業を推進するほか、人材確保のための雇用条件等の改善や人材の有効活用に向けた地域内の検討を促進します。

(2) 多様な人材の育成・確保

ア 次世代につながる人材の育成・確保

経営者には、従業員の労務管理や経営資源を有効活用できる高度な経営管理能力が求められているほか、規模拡大を伴う場合には地域に果たす役割が大きくなってきます。このため、経営者が生産技術や財務管理はもとより、食品安全や家畜衛生に加え、労働の安全等を確保するためのGAPなどの取組を通じて、優れた経営管理能力に加え、地域社会との良好な関係性を保つ重要性の認識を高めることを目指した人材育成を推進します。

また、畜産現場における女性の活躍がより一層進むよう、酪農・肉用牛生産において、女性の能力をより発揮するための環境整備等を推進します。

イ 経営資源の継承

新規参入者が円滑に就農できるように、初期投資を抑え参入のハードルを下げるため、農場リース事業等を活用した取組を推進していくほか、離農などにより地域から重要な生産基盤である経営資源が失われることがないように、後継者や第三者などへの円滑な事業継承が行われるよう取組を推進します。

4 酪農経営及び肉用牛経営の持続的発展

(1) 飼料基盤のフル活用

ア 自給粗飼料の生産・利用拡大

土地の優位性を活かし、牧草やサイレージ用とうもろこしを作付けする自給飼料生産基盤に立脚した畜産経営を確立するため、飼料作付面積を維持しながら、栄養価の高いサイレージ用とうもろこしの作付面積を拡大するとともに、コントラクターやTMRセンター、公共牧場などの営農支援組織の活用により、飼料生産基盤をフル活用した良質で低コストな飼料生産・利用の拡大を推進します。

また、家畜が必要とする良質な飼料を生産するため、試験研究機関と連携を図り、長期的な視点にたって安定多収で高品質な牧草・飼料作物の品種の開発等を促進します。

イ 草地の植生改善

粗飼料の作付面積の大部分を占める草地については、裸地や雑草が多いほ場の植生改善に取り組むことが必要であり、気象や地形、土壌、植生が異なる各地域の実情、更には、それぞれの草地の状況を勘案することが重要です。

このため、起伏修正や暗渠排水等の基盤の整備を行う「草地整備」や、天候不良の影響を緩和したり、雑草を駆除・抑制するために新たな草種・品種を導入する「草地改良」、植生の状況に応じて牧草の生産量や栄養価を維持増進させるために農家が主体となって行う「草地更新」、労働力の軽減を可能とするスマート農業技術を活

用した「草地管理」を促進するとともに、植生の改善に向けた技術支援を推進します。

(2) 畜産環境対策の充実・強化

ア 家畜排せつ物処理施設の整備

家畜排せつ物は、畜産農家が自らの責任で適正に処理することが基本であり、1戸当たりの家畜飼養頭数が増加する中、地域の環境に配慮するとともに、自給飼料基盤に立脚した環境負荷の少ない畜産を推進します。

家畜排せつ物の処理高度化施設については、地域の実情や将来計画等を十分勘案の上、飼養規模等に応じた施設を畜産クラスター事業等の活用による整備を支援するとともに、現在、簡易な施設等で対応している畜産農家については、恒久的な処理施設の整備を促進します。

また、老朽化した施設もみられることから、施設を補修・補強する事業も活用しながら、長寿命化を促進します。

イ 家畜排せつ物の利活用

家畜排せつ物は貴重な有機質資源であることから、畜産農家と耕種農家との連携をはじめ、良質な堆肥・液肥の生産や適切な施肥管理による農地への還元を推進します。

また、家畜排せつ物のエネルギー等への利活用は、地域における有機質資源の有効活用や売電による収入の確保、自家農場での電力利用、あるいは臭気対策の強化等の観点から、整備費用の低減を含め地域の実情に即して利用を一層推進します。

(3) 家畜衛生対策の充実・強化

ア 家畜衛生対策の推進

家畜の検査や監視の徹底、家畜伝染病の診断技術の向上等により防疫体制を強化するとともに、伝染病に応じた的確かつ効率的な対策を推進するため、家畜の飼養者はもとより、地域関係者が一体となって行う家畜衛生対策の取組を支援します。

イ 海外悪性伝染病への対応

海外悪性伝染病の侵入防止に向け、国が実施する水際防疫を強力に支援するとともに、来町者や生産農場に対して、海外悪性伝染病に関する注意喚起や指導をより一層強化するとともに、町内公共交通機関や観光協会、留学生や外国人技能実習生などの受入窓口や農場における侵入防止対策の徹底を図ります。

また、万が一の発生に備え、関係団体等との協力のもと、実践的な防疫演習を実施するなど、発生に備えた防疫対策の強化を推進します。

第3 生産体制の強化に向けた対応方向

1 生乳の安定的な生産

作業の分業化のため、地域営農支援システムの充実や省力機械の導入などにより、1戸当たり家畜飼養頭数の増加や飼養管理の向上を図ることで、計画的かつ高品質な生乳の安定的な生産を推進します。

また、刻々と変化する需要に応じて、生産された生乳の配乳調整が適切に行われ

るよう、指定事業者をはじめとした関係者と緊密な連絡調整を行うとともに、消費者ニーズに即した牛乳乳製品を質・量ともに安定的に供給することができるよう、各乳業者における製造設備の整備や需要創出の取組等を促進します。

2 災害等に強い酪農・畜産の確立

本町酪農・畜産業は、これまで地震や台風等様々な自然災害による被害を経験し、その度にこれらの被害を最小限に抑えるための生産現場における取組を実施してきました。今般の新型コロナウイルス感染症においては、全国規模で需要が大きく減少するなど未曾有の事態が生じたことなどから、引き続き、生産現場と実需者が一体となった需要の確保のための取組が重要と認識されたところです。

災害等に強い酪農・畜産を確立するため、生産現場における営農活動の継続に向けた対策を促進するとともに、需要が確保されるよう関係者における緊密な連携構築を促進します。

第4 需要の創出に向けた対応方向

1 食の安全と消費者の信頼確保

(1) 生産資材の適切な利用

安全・安心で高品質な牛乳乳製品に対する需要や、生乳の広域流通で求められる品質等に的確に対応していくため関係機関・団体と連携し、引き続き、総合的な観点からの乳質改善に取り組むとともに、GAPやHACCPの考えに基づき、生産者段階でのポジティブリスト制度に対応した農薬や動物用医薬品等の適正使用の徹底、生産履歴の記帳・保管、乳房炎対策としても重要な搾乳機器の適正使用の取組を推進します。

また、生産資材の適正な流通及び生産段階における適切な使用が行われるよう、飼料及び飼料添加物については、製造・販売業者や生産者に対する立入検査、指導等を実施します。動物用医薬品については、関係法令に基づき、関連業者や獣医師及び畜産農家に対する立入検査や指導等を実施します。

さらに、適切な飼養衛生管理による感染症の予防、病性の把握及び診断を通じて、抗菌剤が適切に選択され、慎重に使用されるよう、薬剤耐性対策アクションプラン（平成28年4月関係閣僚会議決定）に基づき、関係機関・団体と連携して普及・指導を実施します。

(2) 衛生管理の充実・強化

消費者の安全に対する信頼確保に当たっては、牛乳乳製品をはじめとした畜産加工品の製造・流通過程に起因する食品事故を未然に防止することが必要なため、各種法令の遵守はもとより、乳業者や食肉流通事業者が主体となる衛生管理の高度化や事故発生時の的確な対処などの危機管理体制の構築を促進します。

(3) 消費者への理解醸成

本町の酪農・肉用牛生産の発展に向け、次世代を担う若年層やその保護者をはじめとした消費者に対し、都市農村交流や生産から販売までの6次産業化等を通じて、生産現場や畜産物の「見える化」等の理解醸成に資する取組を促進します。

また、消費者に近い観光産業や小売業、飲食業等と連携し情報発信に取り組むとともに、需要の安定や拡大に向けた取組を実施します。

このほか、児童や生徒、学生、保護者に本町の酪農及び肉用牛生産についての理解を深めてもらうため、教育機関等との連携のもと、学校給食の場や、酪農体験活動など様々な取組を通じ、「食」や「いのち」、「心」に関する教育などを行う食育活動を推進します。

2 ブランド力の向上

(1) 牛乳乳製品

国内外で評価の高い高品質な生乳の生産を引き続き維持・向上させることはもとより、ジャージー種やブラウンスイス種、放牧や有機飼料の利用など、特色ある生乳の生産や、酪農家自らが行う牛乳乳製品の開発・製造販売など、ブランド化や差別化の取組を推進します。

(2) 牛肉

肉質の高い黒毛和種をはじめ、恵まれた草地資源を活用した赤身と適度な脂肪交雑のホルスタイン種や交雑種など、多様な牛肉の生産を推進することで、消費者ニーズへの対応、付加価値やブランド化による知名度の向上に向けた取組を推進します。

II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標

生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標については、Iの第2に定める生産基盤の強化や収益力の向上の取組を推進するとともに、家畜衛生対策や畜産環境対策など、酪農・畜産が抱えている諸課題が解決された場合に実現可能な目標として設定します。

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

生乳の生産量の目標については、都府県向け飲用牛乳の供給拡大と乳製品向け用途への安定供給を前提に、経産牛頭数の維持と経産牛1頭当たり乳量の増加を見込み設定します。乳牛の飼養頭数の目標については、目標年度における酪農家戸数や経営規模の拡大を見込み設定します。経産牛1頭当たり乳量の目標は、良質な自給飼料の確保を基本に、乳牛改良の推進、乳牛の能力を最大限発揮させるための基本的な飼養管理の徹底等を見込み設定します。

	総頭数 (頭)	成牛頭数 (頭)	経産牛頭数 (頭)	経産牛1頭当たり年 間搾乳量 (kg)	生乳生産量 (t)
現在 (平成30年度)	8,235	4,936	4,793	8,618	41,306
目標 (令和12年度)	8,500	5,150	5,000	8,900	44,500

2 肉用牛の飼養頭数の目標

肉用牛の飼養頭数の目標については、コントラクターなど外部支援組織の機能強化により労働力を軽減、営農継続期間の延長を図ることとしていますが、高齢化と後継者不在による戸数の減少を見込み設定します。

区 分	肉用牛 総頭数 (頭)	肉専用種				乳用種等		
		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
現在 (平成30年度)	1,143	541	0	441	982	5	156	161
目標 (令和12年度)	1,000	490	0	340	640	0	170	170

III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 基本的考え方

今後、本町の多様な生産者の経営の安定を図り、地域の基幹産業としての酪農及び肉用牛生産の生産基盤の維持・強化につなげるため、実現可能な経営類型を想定し、10年先の経営指標として設定します。

2 経営指標の設定

酪農及び肉用牛生産の経営の類型を経営規模や生産体系、畜種などに着目して区分し、設定します。

3 指標の項目

指標については、経営類型ごとに次のとおり設定します。

- (1) 経営概要：経営形態、飼養頭数、飼養方式、飼養管理の外部化、飼料の給与方式、放牧利用
- (2) 生産性指標
 - ア 牛：1頭当たり搾乳量、更新産次、分娩間隔、初産月齢、出荷月齢、出荷時体重等
 - イ 飼料：作付体系、単収、作付延べ面積、飼料生産の外部化、購入飼料、飼料自給率、粗飼料給与率、経営内堆肥利用割合等
 - ウ 人：生産コスト、労働時間、粗収入、経営費、農業所得、1人当たり所得

4 酪農経営方式

単一経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要						生産性指標														備考			
	経営形態	飼養形態					牛		飼料						人									
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用 (放牧地面積)	経産牛1頭 当たり乳量	更新産次	作付体系 及び反収	作付延べ 面積※ 放牧利用を含む	外部化 (種類)	購入国 産飼料 (種類)	飼料自 給率 (国産飼料)	粗飼料 給与率	経営内 たい肥 利用割合	生産コスト		労働		経営				
																生乳1 kg当 たり費 用合計	経産牛 1頭当 たり飼 養労働 時間	総労働 時間(主 たる従 事者の 労働時 間)	粗収入	経営費		農業 所得	主たる 従事者 1人当 たり所 得	
I スタンション (部分放牧) 60頭	家族経営	60	ST	ヘルバ ー公共 牧場	分離給与	部分放牧	8,000	4	チモン ー主体 トウモ ロコシ	75	コント ラクタ ー		70	70	10	65	68	4,088 (2,000)	4560	3600	960	520		
II スタンション 80頭	家族経営	80	ST	ヘルバ ー公共 牧場	分離給与	舎飼	8,500	4	チモン ー主体 トウモ ロコシ	97	コント ラクタ ー		75	69	10	63	66	5,255 (2,000)	6450	5110	1340	710		
III フリース ー ール 120頭	家族経営	120	FSMP	ヘルバ ー育成 預託公 共牧場	TMR	舎飼	9,500	4	チモン ー主体 トウモ ロコシ	104	コント ラクタ ー		70	70	10	72	42	5,083 (2,000)	11220	9970	1250	660		
IV フリース ー ール 120頭搾乳口ポ ット	家族経営	120	FS 搾乳口 ポット	ヘルバ ー育成 預託公 共牧場	TMR	舎飼	9,500	4	チモン ー主体 トウモ ロコシ	104	コント ラクタ ー		70	70	10	71	22	2,652 (1,800)	11220	10020	1200	820		
V フリース ー ール 500頭搾乳口ポ ット	法人経営	500	FS 搾乳口 ポット	育成預 託公 共牧場	TMR	舎飼	10,000	4	チモン ー主体 トウモ ロコシ	—	TMR センタ ー		70	70	10	69	40	20,400 (1,800)	47,500	40,375	7,125	700		

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
 3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

5 肉用牛経営方式

肉専用種繁殖経営

方式名 (特徴となる 取組の概 要)	経営概要					生産性指標																備考		
	経営 形態	飼養形態				牛				飼料						人								
		飼養 頭数	飼養 方式	外部 化	給与 方式	放牧利 用(放牧 地面積)	分娩 間隔	初産 月齢	出荷 月齢	出荷 時体 重	作付 体系 及び 単収	作付延 べ面積 ※放牧 利用を 含む	外部 化 (種 類)	購入 国産 飼料 (種 類)	飼料 自給 率 (国 産飼 料)	粗飼 料給 与率	経営 内堆 肥利 用割 合	生産コス ト	労働		経営			
子牛1 頭当 たり費 用合計	子牛1 頭当 たり飼 養 労働時 間	総労働時間 (主たる従 事者の労働 時間)	粗収入	経営費	農業所 得	主たる 従事者 1人当 たり所得																		
I 肉専用種繁殖経営(複合)	家族経営複合	繁殖30	牛房群飼	-	分離給与	5	12.5	24.0	去勢8.0 雌8.0	去勢253 雌235	混播主体	19	-	-	85	80	10	376.947	66	2,360 (1,800)	2,040	1,380	660	510
II 肉専用種繁殖経営(複合)	家族経営複合	繁殖50	牛房群飼	-	分離給与	14	12.5	24.0	去勢8.0 雌8.0	去勢253 雌235	混播主体	32	-	-	85	80	10	336.033	50	3,100 (1,800)	2,210	1,450	760	590
III 肉専用種繁殖経営(専業)	家族経営専業	繁殖100	牛房群飼	-	分離給与	27	12.5	24.0	去勢8.0 雌8.0	去勢253 雌235	混播主体	64	コン トラ ク タ ー	-	85	80	10	346.567	35	3,630 (2,000)	3,620	2,540	1,080	940

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
 3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

1 乳牛

(1) 地域別乳牛飼養構造

地域名		①総農家 戸数	②飼養農 家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸あたり 平均飼養頭 数 ③/②
					③総数	④うち 成牛頭数	
陸別町	現在	79	47 (7)	68.4	8,235	4,936	152.5
	目標		39 (6)		8,500	5,150	193.2

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

①規模拡大のための取組に営農支援組織の強化や畜産クラスター事業等を活用した規模拡大、組織経営体の育成、新規就農に対する支援を実施します。また、牛群検定情報等の活用による適切な飼養・繁殖管理、性別別精液の活用等による必要な乳牛頭数の確保の取組を推進します。

②規模拡大は困難だが、経営規模を維持する取組として、労働負担軽減のため外部支援組織の利用率と機能を拡充、また、個々の経営体については省力化機械の導入を推進し労働負担を軽減、分業化を進めることで飼養管理等への集中による生産性の向上を図りながら、営農継続期間の延長による飼養戸数の減少抑制に取り組めます。

③上記の取組については、当町独自の新規就農対策支援事業、家畜導入支援事業、機械導入貸付事業の活用のほか、国事業、畜産クラスターの仕組みの活用等により、地域の関係者が一体となって連携・協力し、地域全体での畜産の収益性の向上と生産基盤の強化に取り組めます

2 肉用牛

(1) 地域別肉用牛飼養構造

区分		①総農家 数(戸)	②飼養農 家戸数 (戸)	②/ ① %	肉用牛飼養頭数							
					総数	肉専用種			乳用種等			
						計	繁殖雌 牛	肥育牛	その他	計	乳用 種	交雑 種
肉専用種 繁殖経営	現在		13		1,143	882	541		441	161	5	156
	目標		9		1,000	830	490		340	170		170
乳用種・ 交雑種肥 育経営	現在											
	目標											
合計	現在		13									
	目標		9									

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

①規模拡大のための取組に遺伝的能力を十分に発揮するための飼養管理技術の向上、地域の飼料資源等の活用や品種特性を活かした肉用牛生産の推進、生産技術の改善等による道内肥育仕向け

率の向上などに重点をおいた取組を推進します。

ア 肉専用種繁殖経営

産肉能力の優れた種雄牛による計画的交配を推進し、肉用牛の増体能力を高めながら、肉質向上と肉用牛生産拡大及び経営体質強化を図ります。

イ 乳用種・交雑種育成経営

初生牛の適正管理と導入後の疾病予防により事故率の低減を図り、安定した経営を確保していきます。

②規模拡大は困難だが、経営規模を維持する取組として、労働負担軽減のため外部支援組織の利用率と機能を拡充、また、個々の経営体については省力化機械の導入を推進し労働負担を軽減、分業化を進めることで飼養管理等への集中による生産性の向上を図りながら、営農継続期間の延長による飼養戸数の減少抑制に取り組みます。

③上記の取組については、当町独自の新規就農対策支援事業、家畜導入支援事業、機械導入貸付事業の活用のほか、国事業、畜産クラスターの仕組みの活用等により、地域の関係者が一体となって連携・協力し、地域全体での畜産の収益性の向上と生産基盤の強化に取り組みます

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在（平成30年度）	目標（令和12年度）
飼料自給率	乳用牛	61%	65%
	肉用牛	59%	63%
飼料作物の作付延べ面積		4,110ha	4,205ha

2 具体的措置

①粗飼料基盤強化のための取組として、雑草駆除の徹底と、優良品種を活用した草地整備改良等を実施することにより、植生改善への取組を推進し、牧草の単収を3,858kg/10aから3,900kg/10aへ増加させます。

また、コントラクターの利用拡大による省力的な収穫作業とTMRセンターへの農地の集積により、効率的で良質な粗飼料確保の取組を推進します。

②輸入とうもろこしの代替となる飼料生産の取組として、飼料用とうもろこしを、飼料自給率の向上のため858haから955haへ拡大させます。

3 飼料需要見込量

区分	頭数 ①	1頭当たり 年間必要 TDN量 ②	年間必要 TDN量 ③=①×②	粗飼料		濃厚飼料		町内飼料から供給されるTDN量			飼料自給率 目標(令和12年度) ⑪=⑩/③	現在の飼料 自給率 ⑫	
				給与率 ④	自給率 ⑤	給与率 ⑥	自給率 ⑦	粗飼料 ⑧=③×④×⑤	濃厚飼料 ⑨=③×⑥×⑦	計 ⑩=⑧+⑨			
乳牛	成牛	5,150	5,246	27,017	68%	93%	32%	0%	17,085	0	17,085	63%	59%
	育成牛	3,350	1,572	5,266	80%	93%	20%	0%	3,918	0	3,918	74%	70%
	乳牛計	8,500	3,735	32,283					21,004	0	21,004	65%	61%
肉用牛	繁殖雌牛	490	1,536	753	68%	93%	32%	0%	476	0	476	63%	59%
	育成牛	510	1,674	854	68%	93%	32%	0%	540	0	540	63%	59%
	計	1,000	3,210	1,606					1,016	0	1,016	63%	59%
	肥育牛	肉専用種	0		0				0	0	0		0
	乳用種	0		0					0	0	0		0
交雑種	0		0					0	0	0		0	
計	1,000		0					0	0	0		0	
合計	9,500		32,283					21,004	0	21,004	65%	59%	

4 飼料供給計画

区分	現在（平成30年度）				目標（令和12年度）							
	生産量 (TDN換算)	生産量 (生重換算)	単収	飼料作付 延べ面積	生産量 (TDN換算)	生産量 生重換算	単収	飼料作付 延べ面積				
	TDNkg	t	kg/10a	ha	TDNkg	t	kg/10a	ha				
道内産飼料	粗飼料				19,410	164,956	4,014	4,110	22,234	181,185	4,309	4,205
	良質	牧草	12,277	125,462	3,858	3,252	12,403	126,750	3,900	3,250		
		青刈りとうもろこし	7,133	39,494	4,603	858	9,831	54,435	5,700	955		
		イネ発酵粗飼料 その他	0	0	0	0						
	低質	稲わら	0	0	-	-	0	0	-	-		
		その他	0	0	-	-	0	0	-	-		
	濃厚飼料				0	0	0	0	0	0	0	0
	飼料用米				0	0	0	0	0	0	0	0
	食料製造副産物				0	-	-	-	0	-	-	-
	その他				0	-	-	-	0	-	-	-
計				19,410	-	-	-	22,234	-	-	-	-
道外産飼料	粗飼料				0	-	-	-	0	-	-	-
	輸入品				0	-	-	-	-	-	-	-
	濃厚飼料				0	-	-	-	0	-	-	-
	輸入品				0	-	-	-	-	-	-	-
計				0	0	0	0	0	0	0	0	

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

町内交通基盤の計画的な維持・管理を推進し、効率的な集送乳体制の支援を図ります。

2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛の出荷

肉用牛（肥育牛）の出荷先

	現在(平成 30 年度)						目標(令和 12 年度)					
	出荷 頭数 ①	出荷先				②/①	出荷 頭数 ①	出荷先				②/①
		道内			道外			道内			道外	
		食肉処 理加工 施設 ②	家畜市 場	その他				食肉処 理加工 施設 ②	家畜市 場	その他		
頭	頭	頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	頭	頭	%	
肉専用種	3	3				100	10	10				
乳用種	1	1				100	0	0				
交雑種	3	3				100	10	10				100

(2) 肉用牛の流通の合理化

共同出荷体制等による流通コストの削減を図るとともに、食料の安定供給に資するため、肉質の向上と定時・適量出荷に取り組めます。

Ⅶ その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

1 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

飼料価格の上昇等による厳しい経営環境や経済連携への不安を背景に、担い手の高齢化や後継者不足等による離農も増加し、酪農及び肉用牛生産の飼養戸数は減少が続いています。

平成25年から30年までの5年間で酪農家数は12戸減少、平成31年から令和2年の2年間で6戸減少しており、後継者不在を起因とする離農が続いており、法人を除く個人経営体の経営主平均年齢は、法人化や経営継承により平成26年の53.4歳から52.1歳と若干の若年化が図られています。肉用牛飼養戸数は平成25年から平成30年までの間で2戸の減少にとどまっているものの、経営主平均年齢をみると、平成30年で62.8歳となっており、今後は高齢化、後継者不在問題はさらに厳しさを増すことが予想されます。

一方で家畜飼養頭数は、乳牛、肉用牛では5年間でほぼ横ばいとなっており、農家戸数は減少しているものの、意欲ある個人経営主の規模拡大を伴う法人化や、酪農専業から肉用牛を含めた複合農家への展開により飼養頭数は維持されています。このことから、1戸当たりの飼養頭数は増加しており、労働負担の増加への対策はより重要な課題と位置づけています。

新規就農は平成25年から30年の間で1戸にとどまり、新規就農希望者の確保と、既存施設を有効活用した第三者継承を含めた就農先の確保が課題となっており、新規就農対策が急務となっています。

当町においては、労働負担軽減のための取組を優先課題として設定し、外部支援組織の利用率と機能を拡充、また、個々の経営体については省力化機械の導入を推進し労働負担を軽減、分業化を進めることで飼養管理等への集中による生産性の向上を図りながら、営農継続期間の延長による飼養戸数の減少抑制も期待しているところです。

(1) 外部支援組織の利用率拡充

哺育・育成牛預託利用を推進し、飼養管理にかかる労働負担の軽減と、これら組織の飼養管理に係る技術の向上を促進、技術の地域への普及を図ります。

また、コントラクターやTMRセンターの活用を推進し、飼料調製にかかる負担の軽減を進めます。

(2) ロボット等の省力化機械の導入促進

各経営体の飼養形態や飼養規模に応じて、計画的な省力化機械の導入を推進します。

(3) 新規就農の確保と担い手の育成

新規就農の確保については、農地取得や施設整備に係る負担軽減のため、離農農場等既存施設の有効活用を推進するほか、リース農場の有効性も検討し、就農者が早期に経営を安定化させ、地域に定着できる環境づくりを推進します。また、地域関係者の連携のもと、飼養・経営管理に係る技術・知識の習得のため研修機会の提

供・充実・強化を図ります。

既存の経営体については、後継者不在農業者を中心として協業化を促進することにより、円滑な経営継承のシステムづくりと飼養頭数及び生産量の維持・拡大を図ります。

(4) 新型コロナウイルス感染症等を踏まえた業務継続に向けた取組

酪農・畜産業及びこれらの関連産業は、食料の安定供給に重要な役割を担っていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症等に対する予防対策の徹底はもとより、万が一、感染者が発生した場合においても、優先的に実施する業務の継続が可能となるよう、生産者や生産者団体、流通事業者、飼料製造業者等の連携による体制の構築を推進します。

上記の取組については、当町独自の新規就農対策支援事業、家畜導入支援事業、機械導入貸付事業の活用のほか、国事業、畜産クラスターの仕組みの活用等により、地域の関係者が一体となって連携・協力し、地域全体での畜産の収益性の向上と生産基盤の強化に取り組みます。